

第 1 1 回教育委員会会議日程

開催期日 平成 30 年 11 月 26 日 (月)

開催時間 15 時 30 分

開催場所 芽室町中央公民館 2 階図書資料室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 前会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 報告第 2 4 号 中学生による「1 日教育委員 (教育委員会委員)」実施の件

日程第 5 報告第 2 5 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第 6 報告第 2 6 号 芽室町奨学金貸付の件 (非公開)

日程第 7 報告第 2 7 号 平成 3 0 年度生活習慣病検査結果報告の件

日程第 8 報告第 2 8 号 平成 2 9 年度指定管理者事業評価報告の件

日程第 9 議案第 2 5 号 芽室町立小中学校配置計画策定の件

日程第 1 0 議案第 2 6 号 芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部改正の件

日程第 1 1 議案第 2 7 号 芽室町教育支援委員会具申の件 (非公開)

日程第 1 2 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況について
の点検及び評価の報告書」提出の件

日程第 1 3 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件 (非公開)

閉 会

日程第4

報告第24号

中学生による「1日教育委員（教育委員会委員）」実施の件

中学生による「1日教育委員（教育委員会委員）」を実施しようとするものであります。

平成30年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

中学生による「1日教育委員（教育委員会委員）」 実施要領

1 目的

「教育委員と生徒の意見交換会」を進展させ、生徒が教育委員の職を体験することで教育委員会制度と教育の大切さに関心を持ってもらう。

2 内容

- (1) 教育委員の職は、各中学校の生徒から各2名を選出願う。
- (2) 教育委員会制度を知るために、事前研修を2回実施する。
- (3) 研修項目は、教育委員会事務局と教育委員に関するものを行う。
- (4) 教育長、教育長職務代理者及び委員の職に就く者は2回目の研修終了後に生徒による話し合いで決定する。
- (5) 1回目の事前研修で、教育施設の見学を実施する。
- (6) 施設見学は冬期休業中に実施し、教育委員会制度と本研修は学校始業後の放課後に実施する。
- (7) 生徒の送迎は必要に応じて、教育委員会事務局が行う。
- (8) 研修終了後に感想を報告してもらう。
- (9) 事前研修の教育施設見学先は、 ※別記1
- (10) 制度研修と本研修の内容は、 ※別記2
- (11) 事前研修・本研修の出席者は、 ※別記3

※別記1

第1回事前研修（施設見学）

- 1 日時 平成31年1月10日又は11日
- 2 場所等 芽室町中央公民館にて生徒に任命書交付後に視察研修を行う。
- 3 順路 ①芽室中学校（10:10～10:40）
②芽室西中学校（10:50～11:20）
③ふるさと歴史館ねんりん（11:30～11:45）
④昼食（12:00～13:00）
⑤山村留学施設やまなみ（13:10～13:25）
⑥上美生中学校（13:30～13:45）
⑦給食センター（14:05～14:30）
- 4 その他 各校の生徒は自宅送迎とし、事務局が送迎する。

※別記2

第2回事前研修（教育委員会制度）

- 1 日 時 平成31年2月上旬 16時00分～17時15分
2 場 所 芽室町中央公民館

本研修（教育委員会議体験）

- 1 日 時 平成31年2月下旬 16時00分～17時15分
2 場 所 芽室町中央公民館

※別記3

研修にかかる出席者

- 1 第1回事前研修（教育施設見学）
武田教育長（生徒に任命書交付）
・交付式同席者
松浦学校教育課長、中田総務係長、安倍総務係主事
・施設見学の引率
松浦学校教育課長、中田総務係長、安倍総務係主事
- 2 第2回事前研修（教育委員会制度）
松浦学校教育課長
- 3 本研修（教育委員会議体験）
武田教育長、西村教育長職務代理者、山口委員、田口委員、鳥本委員
松浦学校教育課長、日下社会教育課長、他事務局職員

本会議の扱い

芽室町教育委員会会議規則に基づく順序により進行する。
進行は芽室町教育委員会の会議に準じる。
なお、必要に応じて教育長の補佐として事務局職員が同席する。

日程第 5

報告第 25 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

平成 30 年 11 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

平成30年度就学援助認定総括表(平成30年11月分)

申請世帯	2 世帯
認定世帯	0 世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	0 世帯
経済的困窮世帯	-1 世帯
児童扶養手当受給世帯	1 世帯
町民税非課税世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯
不認定世帯	1 世帯
認定廃止世帯	1 世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(11月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				-1		0	-1
上美生小学校							0
芽室西小学校						-1	-1
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	-1	0	-1	-2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1			1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	1	0	0	1

合計 -1

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
					1	1
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	1	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
1			1
			0
			0
1	0	0	1

合計 2

●準要保護不認定者数一覧(11月分) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校					1		1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	1	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1		1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	1	0	1

合計 2

◎要保護認定者数一覧

平成30年度就学援助認定総括表

(平成30年11月9日現在)

申請世帯	215 世帯
認定世帯	180 世帯
要保護世帯	5 世帯
準要保護世帯	175 世帯
経済的困窮世帯	95 世帯
児童扶養手当受給世帯	72 世帯
町民税非課税世帯	6 世帯
国民年金保険料免除世帯	2 世帯
生活保護廃止世帯	世帯
不認定世帯	30 世帯
認定廃止世帯	5 世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	215	180	30	5	14.7

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(11月9日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	9	13	15	20	18	20	95
上美生小学校			1	1	1	2	5
芽室西小学校	7	7	11	7	8	13	53
芽室南小学校		2		2	2	1	7
合計	16	22	27	30	29	36	160

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	30	17	19	66
上美生中学校	2	2	1	5
芽室西中学校	15	9	10	34
合計	47	28	30	105

合計 265

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	5	9	10	9	10	45
		1		1		2
1		5	2	4	5	17
					1	1
3	5	15	12	14	16	65

(中学校)

1年	2年	3年	計
11	6	5	22
1			1
4	2	5	11
16	8	10	34

合計 99

●準要保護不認定者数一覧(11月9日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	5	4	4	3	3	21
上美生小学校	1						1
芽室西小学校	1	1	1	2	2	2	9
芽室南小学校							0
合計	4	6	5	6	5	5	31

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	4	4	5	13
上美生中学校	1			1
芽室西中学校	0	1	1	2
合計	5	5	6	16

合計 47

○町民税非課税世帯

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人
芽室南小学校	2年	1人
	5年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	1年	1人
	2年	1人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	3年	2人
芽室西中学校	3年	1人

計 5人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1)に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2)に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 6

報告第 26 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

平成 30 年 11 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第7

報告第27号

平成30年度生活習慣病検査結果報告の件

平成30年度生活習慣病検査の結果について、報告します。

平成30年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

平成30年度 生活習慣病検査実施結果一覽表

○小学校4年生

学校名	実施日	対象人数	希望人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要指導・ 要治療率	H29要指導・ 要治療率
芽室小学校	7/3,7/5,7/6,7/10	118人	81人	75人	63.6%	5人	6.7%	3.4%
上美生小学校	7/13	7人	5人	5人	71.4%	1人	20.0%	0.0%
芽室西小学校	8/22,8/23	51人	27人	25人	49.0%	0人	0.0%	7.1%
芽室南小学校	6/29	21人	19人	18人	85.7%	0人	0.0%	19.0%
計	8日間	197人	132人	123人	62.4%	6人	4.9%	6.4%

○中学校1年生

学校名	実施日	対象人数	希望人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要指導・ 要治療率	H29要指導・ 要治療率
芽室中学校	7/17,7/18,7/19,7/20	141人	117人	114人	80.9%	8人	7.0%	7.8%
上美生中学校	7/13	9人	8人	6人	66.7%	0人	0.0%	25.0%
芽室西中学校	6/28	52人	36人	36人	69.2%	3人	8.3%	10.7%
計	6日間	202人	161人	156人	77.2%	11人	7.1%	9.4%

○小中学校

学校名	実施日数	対象人数	希望人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要指導・ 要治療率	H29要指導・ 要治療率
合計	14日間	399人	293人	279人	69.9%	17人	6.1%	7.9%

※上美生小学校・中学校は同日実施

生活習慣病検査実施結果一覧表(小学校)

○小学校4年生

小数点2位以下四捨五入

年 度	対象人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要確認	要指導・ 要治療率
平成11年度	185	145	78.4%	28	14	19.3%
平成12年度	191	154	80.6%	28	5	18.2%
平成13年度	210	169	80.5%	51	6	30.2%
平成14年度	200	162	81.0%	35	17	21.6%
平成15年度	197	153	77.7%	45	10	29.4%
平成16年度	220	190	86.4%	60	22	31.6%
平成17年度	207	174	84.1%	38	9	21.8%
平成18年度	217	185	85.3%	45	9	24.3%
平成19年度	181	145	80.1%	43	8	29.7%
平成20年度	210	167	79.5%	22	2	13.2%
平成21年度	205	173	84.4%	23	1	13.3%
平成22年度	225	189	84.0%	26	1	13.8%
平成23年度	198	175	88.4%	21	0	12.0%
平成24年度	227	178	78.4%	14	0	7.9%
平成25年度	241	182	75.5%	17	0	9.3%
平成26年度	199	127	63.8%	26	0	20.5%
平成27年度	200	144	72.0%	15	0	10.4%
平成28年度	220	151	68.6%	18	0	11.9%
平成29年度	209	141	67.5%	9	0	6.4%
平成30年度	197	123	62.4%	6	0	4.9%

注)H20から肝機能の検査を止め、LDL-コレステロールを追加したことから再検者数が減少している。

注)「要確認」は、判定基準は超えているが医師が許容範囲と判断したもの。

生活習慣病検査実施結果一覧表(中学校)

○中学校1年生

年 度	対象人数	実施人数	受診率	要指導・ 要治療者	要確認	要指導・ 要治療率
平成11年度	233	195	83.7%	18	10	9.2%
平成12年度	208	180	86.5%	41	7	22.8%
平成13年度	240	208	86.7%	41	12	19.7%
平成14年度	193	154	79.8%	27	13	17.5%
平成15年度	192	161	83.9%	27	8	16.8%
平成16年度	211	170	80.6%	31	12	18.2%
平成17年度	206	182	88.3%	35	12	19.2%
平成18年度	211	189	89.6%	28	15	14.8%
平成19年度	231	212	91.8%	48	11	22.6%
平成20年度	212	184	86.8%	13	1	7.1%
平成21年度	225	187	83.1%	17	0	9.1%
平成22年度	197	161	81.7%	17	0	10.6%
平成23年度	213	175	82.2%	22	0	12.6%
平成24年度	213	187	87.8%	17	0	9.1%
平成25年度	236	204	86.4%	15	0	7.4%
平成26年度	201	173	86.1%	20	0	11.6%
平成27年度	223	189	84.8%	10	0	5.3%
平成28年度	235	200	85.1%	17	0	8.5%
平成29年度	198	139	70.2%	13	0	9.4%
平成30年度	202	156	77.2%	11	0	7.1%

注) H20から肝機能の検査を止め、LDL-コレステロールを追加したことから再検者数が減少している。

注)「要確認」は、判定基準は超えているが医師が許容範囲と判断したもの。

日程第 8

報告第 28 号

平成 29 年度指定管理者事業評価結果報告の件

芽室町公の施設に係る指定管理者評価委員会設置規則第 2 条に基づく、芽室町中央公民館及び芽室町社会体育施設等の指定管理者事業評価結果について、報告します。

平成 30 年 11 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

平成29年度 指定管理者 事業評価報告書

芽室町中央公民館

社会体育施設等

平成30年10月

芽室町公の施設に係る指定管理者評価委員会

芽室町が実施する公の施設の指定管理について、指定管理者による適正な管理運営及び一層のサービス向上を目的として、平成29年度の芽室町中央公民館並びに社会体育施設等の事業評価を実施いたしましたので、その結果を報告します。

1 評価方法

評価は、募集時に指定管理者から出される「事業計画事項」及び選定時における「選定審査評価事項」に対し、指定管理者から毎年度終了後に提出される「芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第13条」に規定の「事業報告書」と、町の施設所管課で作成の「評価年度分の事業状況」を基に、評価委員会委員の協議により①個別事項の点数評価と、②総合評価をもって評価を実施した。

2 評価の考え方

(1) 個別事項の点数評価

個別事項の状況について、次の5段階区分で評価点を付した。

①「特に優れている」と認められるもの	～10点
②「極めて適切あるいは良好」と認められるもの	～8点
③「適切あるいは良好」と認められるもの	～7点
④「改善すべき点がある」と認められるもの	～5点
⑤「提案事項の取組みがされていない」と認められるもの	～3点

(2) 総合評価

総合評価は、個別事項の評価点を100点満点割合に置き換えたものを、総合点として、次の5段階で評価を実施した。

総合点が85点以上	A	管理状況が特に優れているもの (個別事項の5割以上について10点が必要)
総合点が75点～84点	B	管理状況が極めて適切、良好であるもの (個別事項の5割以上について8点が必要)
総合点が70点～74点	C	管理状況が適切、良好であるもの (個別事項の9割以上について7点が必要)
総合点が65点～69点	D	管理に改善を要するもの (個別事項の改善事項が、全項目数の2割以内と比較的軽度のもの)
総合点が64点以下	E	管理に著しい指導・改善を要するもの (個別事項の改善事項が、全項目数の3割以上で、全体として正式な指導・改善命令等が必要となるもの)

3 平成29年度 評価結果

指定管理施設名	芽室町中央公民館	
指定管理者名	株式会社帯広公害防止技術センター	
指定期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日	
総合評価	C	
評価点	72点/100点	(個別事項合計点 152点/210点)
評価意見	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに沿った講座開設やサービス提供などを行い、講座のチケット販売数増など実績が出ていて、サービスの向上が見られます。人気の講座以外の講座にもニーズはあると考えられるので、こちらも参加人数増に向けた取組みを期待します。 ・全体を通して、適切・良好な管理・運営がなされています。 	

個別評価

	評価事項	評価点	評価意見
1 施設の運営方針	(1) 公の施設の認識	7	・公の施設の設置目的をよく理解して、町民の平等な利用を確保している。
	(2) 利用の平等性、利用者接遇	7	・町の例規に基づき運営にあたり、施設利用の平等性が確保されていると認められます。
	(3) 施設管理、事務運営の考え方について	8	・利用者のニーズに沿った講座開設など、良好な運営であると認められます。 ・新電力事業者との契約等により、経費の節減に努めています。
2 サービスを向上させる方策	(1) サービスの向上について	8	・ホームページの運営、Wi-Fi環境の整備等、大ホール使用の手引き作成等、様々な形でサービスの向上に努めている。 ・チケット販売数増といった実績から、ニーズに沿ったサービスの提供が行われていることが認められます。
3 利用者意見の反映について	(1) 利用者意見の反映について (利用者トラブル防止・対処方法)	8	・アンケート、意見交換会の実施を通じて、利用者の意見を取り入れようという姿勢が伺えます。 ・また、寄せられた意見等に対して、素早く対応しています。
4 施設・設備の維持及び安全管理について	(1) 施設の維持及び安全管理	7	・利用者が安全に施設を利用できるよう、清掃方法への配慮、巡回、消防訓練が実施され、危険箇所については素早い対応をしています。
5 管理執行体制 (人員配置計画含む)	(1) 管理体制	7	・施設利用申請開始日については、受付に3名の職員を配置しており、利用申請への対応に備えられています。 ・事務担当者に社会教育主事講習修了者を配置し、よりよい管理執行体制が敷かれていることが認められます。
6 利用料金に対する考え方	(1) 利用料金に対する考え方	7	・町の例規に従い、適切に料金を徴収しています。
7 自主事業計画	(1) 自主事業計画	8	・計画に基づき、事業の実施、近隣施設の情報掲示、チケット販売を行なっています。 ・利用者のニーズにあった自主事業を行なっています。
8 個人情報に関する情報の取扱い方針	(1) 個人情報保護に対する考え方	7	・法令、例規に基づく適切な個人情報の管理、ルールの整備、職員への教育を行なっています。

評価事項		評価点	評価意見
9 その他	(1) 経費節減の方策	7	・新電力と契約し、電気料を削減するなど、経費の削減に努めていることが認められます。
	(2) 職員雇用に対する考え方	7	・職員として芽室町民が採用されており、事業計画に則った対応がなされています。
	(3) 環境への配慮	7	・環境に配慮した物品の購入、施設管理が行われています。
	(4) 危機管理、事故防止、対応	8	・危機管理に関するマニュアルの整備、定期的な館内巡回、避難訓練の実施、備品の整備等により、適切に危機管理がなされています。 ・災害に備えた対応が適切に行われています。
	(5) 子どもたちに対する接し方	7	・適切な対応が取られています。
	(6) 講座、その他事業の充実のため、各種の資格を持つ人材の配置や人材育成についての考え方	7	・社会教育主事講習修了者が配置されており、経験、知識のある人材が確保されています。
	(7) 利用受付体制について	7	・適切な対応が取られています。
	(8) 利用者への自発的活動支援についての考え方	7	・利用者が自主的に学び、活動するキッカケを作るよう、様々な講座を開設しています。
10 個別審査事項での設問事項	(1) 教育施設としての利用促進（貸室管理含）の考え方	7	・利用者のニーズに即した講座が開設されています。
	(2) 接客指導体制についての考え方	7	・研修を実施し、接客態度の向上に努めています。
	(3) 利用者への情報提供についての考え方	7	・適切な情報提供が行われています。
計		152	個別事項数21件

指定管理施設名	社会体育施設等 (総合体育館) (温水プール) (勤労青少年ホーム) (健康プラザ) (有料公園施設)	
指定管理者名	芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体	
指定期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日	
総合評価	C	
評価点	72点/100点	(個別事項合計点 186点/260点)
評価意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座参加者の抽選など、改善への姿勢が見られます。 ・ 備品の修繕など、限られた予算の中で適切に対応しています。 ・ 全体をとおして、適切・良好な管理・運営がなされています。 	

個別評価

評価事項		評価点	評価意見
1 施設の運営方針	(1) 利用の平等性	7	・ 利用者に対する許可は適正であり、平等性は確保されています。
2 サービスを向上させる方策	(1) 従業員のレベルアップ	7	・ 研修を実施し、職員のマナー向上に努めています。
	(2) 利便性の確保	7	・ 利用者の要望を取り入れようとしていることが分かります。 ・ 定期的な職員の意識統一により、利便性の向上に努めていることが伺えます。
	(3) サービス	7	・ 視察を行い、良い点を施設に取り入れようとしていることが分かります。
	(4) 改善活動	8	・ 改善が必要な点について、適切かつ迅速な対応が取られています。
3 利用者意見の反映について	(1) 利用者意見の反映について (利用者トラブル防止・対処方法)	7	・ 利用者の意見を取り入れ、よりよい事業運営に活かしています。
4 施設・設備の維持及び安全管理	(1) 環境整備	7	・ 利用者の視点で、気持ちよく利用できる施設づくりに努めています。
	(2) 安全管理	7	・ 防災訓練を実施し、安全管理に努めています。
	(3) 保守点検整備	7	・ 計画にそって、設備の点検が行われています。
	(4) 環境衛生管理	7	・ 適切に管理されており、問題はありません。
	(5) 屋外公園等事業計画	7	・ 事業計画書に基づき、適切に作業が行われています。
5 管理執行体制 (人員配置計画含む)	(1) 有資格者等の配置	7	・ 業務仕様書に基づき、適切な人員配置が行われています。
	(2) 教育・研修	8	・ 担当業務ごとに研修会・講習会への参加機会を設け、技術等の向上に努めています。 ・ 視察を行い、教室運営をよりよいものにしていく姿勢が伺えます。
6 自主事業計画	(1) 自主事業計画	8	・ 様々な種類の教室を開設しており、また、利用者の要望を取り入れながら、教室運営を改善しようとしています。
7 個人情報に関する情報の取扱い方針	(1) 個人情報保護に対する考え方	7	・ 法令、例規に基づく適切な個人情報の管理、職員への教育を行なっています。

評価事項		評価点	評価意見
8 その他	(1)経費節減の方策	7	・継続的に経費節減に取り組んでいます。
	(2)職員雇用に対する考え方	7	・適切に、人材確保に取り組んでいます。
	(3)環境への配慮	7	・環境に配慮した施設管理がなされています。
	(4)危機管理、事故防止の対応	7	・適時の施設巡回、緊急時等の対応マニュアルを整備し、AEDの使用方法等を含めて訓練を行っています。
	(5)利用促進、利用者増への取組方針	7	・利用者の要望を速やかに反映させる等、利用促進に努めています。
	(6)利用者への情報提供について	7	・適切な情報の発信に努めています。
	(7)利用者への自発的活動支援についての考え方	8	・利用者からの要望への対応、スポーツ指導の協力を努めています。 ・特に利用者からの要望への対応については迅速かつ丁寧に対応されています。
	(9)地域交流・地域貢献について	7	・チャレンジデーに対する協力等を通して、地域貢献をしようとする姿勢が伺えます。
	(10)ボランティア活動について	7	・積極的にボランティア活動に取り組んでいます。
	9 個別審査事項での設問事項	(1)屋内体育施設	7
(2)屋外体育施設		7	・設定した目標に沿って、適切な施設管理がなされています。 ・災害時の対応についても適切に実施されています。
計		186	個別事項数26件

4 評価委員会委員

(敬称略)

区分	氏名	備考
委員長	佐野 寿行	副町長
委員	橋本 正常	民間人有識者
委員	島影 由里香	民間人有識者
委員	安田 敦史	総務課長
委員	石田 哲	企画財政課長
委員	藤野 元成	住民生活課長
委員	佐々木 快治	農林課長
委員	橋本 直樹	建設都市整備課長
委員	松浦 智幸	学校教育課長
委員	西科 純	病院事務長

5 評価委員会開催経過

○第1回：平成30年10月4日(木)午後5時00分～午後6時00分(評価方認、評価審査・採点)



総務第611号

平成30年11月5日

体育施設等指定管理者

芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体代表 様

芽室町長 手 島



指定管理業務に関する要望事項について

平成29年4月1日付けで締結した「芽室町体育施設等指定管理者基本協定書」に定める指定管理業務に関し、芽室町公の施設に係る指定管理者評価委員会による平成29年度事業評価の結果、別紙のとおり、改善を要望する事項がありました。

今後とも公の施設設置目的に沿った運営管理を望みます。

(総務課行政管理係)

指定管理業務に係る改善を要望する事項

- 小さな遊具等、小児・児童が触れるものについて、消毒を実施できないか検討してください。

以上



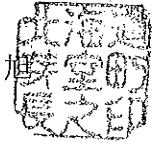
総務第611号

平成30年11月5日

芽室町中央公民館指定管理者

株式会社帯広公害防止技術センター代表取締役様

芽室町長 手島



指定管理業務に関する要望事項について

平成29年4月1日付けで締結した「芽室町中央公民館指定管理者基本協定書」に定める指定管理業務に関し、芽室町公の施設に係る指定管理者評価委員会による平成29年度事業評価の結果、別紙のとおり、改善を要望する事項がありました。

今後とも公の施設設置目的に沿った運営管理を望みます。

(総務課行政管理係)

指定管理業務に係る改善を要望する事項

- 利用申請時の書類について、簡素化できないか検討してください。

以上

○芽室町公の施設に係る指定管理者評価委員会設置規則
平成 19 年 10 月 10 日規則第 43 号

芽室町公の施設に係る指定管理者評価委員会設置規則

(設置目的)

第 1 条 芽室町の公の施設に導入した指定管理者に係る事業評価を行うことを目的として、芽室町指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 評価委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 指定管理者の事業評価をすること。
- (2) 事業評価結果を町長に報告すること。
- (3) 事業評価結果を公表すること。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 5 号）第 5 条により設置する芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会の委員、その他評価委員会委員長が必要と認める者で組織する。

(委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 評価委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

日程第9

議案第25号

芽室町立小中学校配置計画策定の件

芽室町立小中学校配置計画について、策定しようとするものであります。

平成30年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第9 議案第25号 関係資料

芽室町立小中学校配置計画策定の件



平成30年11月12日

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲 様

芽室町学校教育推進協議会

会長 山下正

芽室町立小中学校配置計画の策定について（答申）

平成30年9月20日付け学教第357号で諮問のありましたこのことについて、
当協議会の意見を付して答申いたします。

記

- 1 芽室町立小中学校配置計画（案） 別 添
 - 2 芽室町立小中学校配置計画答申の付帯意見
- （1）児童・生徒数の減少やPTAとの意見交換を踏まえ、計画期間中であつても長期的な視点に立った、次期計画の検討を望みます。

芽室町立小中学校配置計画

1 計画期間

この計画の期間は、平成31年度から平成38年度までとする。

2 配置計画策定の基本方針

教育効果の向上と計画的な教育環境の整備を図るため、町内小中学校の配置等に係る基本方針を次のとおりとする。

(1) 小学校について

小学校の規模の最低基準を単式6学級とする。

(2) 中学校について

中学校の規模の最低基準を単式3学級とする。

(3) 通学距離について

- ・徒歩にあつては、概ね4km以内とする。
- ・交通機関を利用する場合にあつては、通学に要する時間（徒歩時間を含む）を概ね50分以内とする

3 実施計画

(1) 小学校は4校とする

①芽室小学校

- ・現行の通学区域制度を維持しつつ、学校選択制（特定地域選択制）の運用を継続する。

②芽室西小学校

③芽室南小学校

④上美生小学校

- ・遠距離通学区であることを考慮し、上美生中学校が単式学級の維持が見込まれる期間中は「基本方針」の適用を除外する。
- ・上美生小学校区域外から通学が可能となる特認校制について、引き続き検討する。

(2) 中学校は3校とする

①芽室中学校

- ・芽室小学校区
- ・現行の通学区域制度を維持しつつ、学校選択制（特定地域選択制）の運用を継続する。
- ・芽室南小学校区

②芽室西中学校

- ・芽室西小学校区

③上美生中学校

- ・上美生小学校区

- ・上美生中学校区域外から通学が可能となる特認校制について、引き続き検討する。

4 附 則

- (1) 昭和58年12月27日町学推協答申
- (2) 昭和59年 1月11日教育委員会決定
- (3) 平成 元年12月 1日教育委員会一部変更決定
- (4) 平成 元年12月 7日町学推協一部変更承認
- (5) 平成 4年 2月13日教育委員会一部変更決定
- (6) 平成 4年 2月13日町学推協一部変更承認
- (7) 平成 9年10月 3日町学推協一部変更答申
- (8) 平成 9年10月 7日教育委員会一部変更決定
- (9) 平成20年 8月11日町学推協一部変更答申
- (10) 平成20年 8月27日教育委員会一部変更決定
- (11) 平成24年10月22日町学推協一部変更答申
- (12) 平成24年11月26日教育委員会一部変更決定
- (13) 平成30年 3月26日町学推協一部変更答申
- (14) 平成30年 3月27日教育委員会一部変更決定
- (15) 平成30年11月12日町学推協一部変更答申
- (16) 平成30年11月26日教育委員会一部変更決定

日程第10

議案第26号

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。。

平成30年11月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町大学等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
芽室町大学等奨学金貸付条例施行規則(平成29年教育委員会規則第2号)
の一部を次のように改正する。

第5号様式(第4条第1号関係)を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

茅室町大学等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第5号様式(第4条第1号関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">借 用 書</p> <p style="text-align: center;">一 金 _____ 円 也</p> <p>ただし、大学等 入学 ・ 修学 に係る 年度分 茅室町奨学金として。</p> <p>上記のとおり借用しました。</p> <p>茅室町奨学金貸付条例の条項を誠実に守り相違なく償還します。 また、償還に遅延が発生した場合には、茅室町教育委員会が住所、 戸籍、勤務先、その他支払督促に当たって必要な個人情報について、 関係機関へ確認することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奨 学 生 住 所 _____ ① 氏 名 _____</p> <p>連 帯 保 証 人 住 所 _____ ② 氏 名 _____</p> <p>連 帯 保 証 人 住 所 _____ ③ 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">茅室町長 あて</p> </div> <p>※ 連帯保証人は印鑑証明書と同一印鑑で押印してください。</p> <p style="text-align: right;">附 則</p> <p style="text-align: right;">この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第5号様式(第4条第1号関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">借 用 書</p> <p style="text-align: center;">一 金 _____ 円 也</p> <p>ただし、大学等 入学 ・ 修学 に係る 年度分 茅室町奨学金として。</p> <p>上記のとおり借用しました。</p> <p>茅室町奨学金貸付条例の条項を誠実に守り相違なく償還します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奨 学 生 住 所 _____ ① 氏 名 _____</p> <p>連 帯 保 証 人 住 所 _____ ② 氏 名 _____</p> <p>連 帯 保 証 人 住 所 _____ ③ 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">茅室町長 様</p> </div> <p>※ 連帯保証人は印鑑証明書と同一印鑑で押印してください。</p>

○芽室町奨学金貸付条例施行規則

平成29年3月7日教委規則第2号

芽室町奨学金貸付条例施行規則

芽室町奨学金貸付規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 芽室町奨学金貸付条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（貸付の申請）

第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第4条第1項の規定により貸付け申請時に以下の書類を町長に提出するものとする。

- (1) 奨学金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 家族状況調書（第2号様式）
- (3) 合格通知書又は在学証明書
- (4) 口座振替依頼書（第3号様式）
- (5) 世帯の前年度の所得を証明する書類
- (6) 連帯保証人の印鑑証明書
- (7) 連帯保証人の市町村民税（特別区税を含む。）の課税証明書
- (8) 戸籍謄本の写し（連帯保証人が町外居住者の場合）
- (9) その他町長が必要と認める書類

（貸付決定の通知）

第3条 町長は、条例第5条の規定により奨学金の貸付けを決定したときは、奨学金貸付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（借用書等の提出）

第4条 条例第5条の規定により貸付決定を受けた申請者（以下「奨学生」という。）は、条例第6条第1項の規定により、以下の書類を町長に提出するものとする。

- (1) 借用書（第5号様式）
- (2) 誓約書（第6号様式）

（貸付台帳）

第5条 町長は、奨学金の貸付けをしたときは、芽室町奨学金貸付台帳（第7号様式）を備え付け、記載するものとする。

（貸付に係る届出）

第6条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類に

より、速やかにその旨を町長に届け出ることとする。

- (1) 連帯保証人に変更があったとき 連帯保証人変更届 (第8号様式)
- (2) 奨学生及び連帯保証人の住所又は氏名に異動があったとき 住所・氏名変更届 (第9号様式)
- (3) 奨学生が退学したとき 退学届 (第10号様式)
- (4) 奨学生が死亡したとき 死亡届 (第11号様式) 及び死亡診断書の写し又は除籍謄本の写し

(貸付決定の取消し又は変更の通知)

第7条 町長は、条例第7条の規定により奨学金の貸付決定の取消し又は変更を決定したときは、奨学金貸付取消・変更通知書 (第12号様式) により奨学生に通知するものとする。

(償還の通知)

第8条 町長は、奨学金の貸付けをした年度から償還が終了する年度までの、償還計画について、芽室町奨学金償還通知書 (第13号様式) により、毎年11月末までに奨学生に通知するものとする。

(償還免除)

第9条 償還を免除することができる条件は、条例第11条第1項に規定するもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 同項第1号に規定する償還免除の対象者は、毎年9月30日を基準に2年以上芽室町に居住している者とする。
- (2) 償還免除の対象となる期間は、最大3年とすること。
- (3) 償還の免除を受けた者が、芽室町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、償還免除の対象にはならない。
- (4) 償還免除額は、年間返還金額の2分の1とする。

(償還の延長又は免除の申請)

第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者 (以下「延長又は免除申請者」という。) は、償還延長・免除申請書 (第14号様式) を町長に提出するものとする。

2 条例第11条第1項の規定により償還の免除を申請するときは、前項に加えて延長又は免除申請者の当該年度の課税を証明する書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除決定の通知)

第11条 条例第13条の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。

（償還の延長又は免除決定の取消し）

第12条 町長は、償還の延長又は免除を受けることが決定した者（以下「延長・免除決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における償還の延長・免除の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 償還延長・免除決定通知書発行の日までに延長又は免除の対象となる条件を満たさなくなったとき。

（2） 償還の延長又は免除の決定の内容又はこの規則の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき、その他偽りや不正の手段により償還の延長又は免除を受けたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を償還延長・免除取消通知書（第16号様式）により延長・免除決定者に通知するものとする。

3 第1項により免除の取消しが決定した延長・免除決定者は、取消しが決定した年度の翌年度以降に同じ条件による償還の免除を申請することができない。

（奨学金の繰上げ償還の期限）

第13条 条例第14条第1号に規定する貸付け決定の取消し又は変更による繰上げ償還の償還期限は、条例第8条による通知の日から起算して30日以内とする。

（委任）

第14条 この規則及び別に定めのあるもののほか必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に貸付けを受けている者の償還額及び償還方法については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条第1号関係）

第2号様式（第2条第2号関係）

第3号様式（第2条第4号関係）

第4号様式（第3条関係）

第5号様式（第4条第1号関係）

- 第6号様式 (第4条第2号関係)
- 第8号様式 (第6条第1号関係)
- 第9号様式 (第6条第2号関係)
- 第10号様式 (第6条第3号関係)
- 第11号様式 (第6条第4号関係)
- 第12号様式 (第7条関係)
- 第14号様式 (第10条第1項関係)
- 第15号様式 (第11条関係)
- 第16号様式 (第12条第2項関係)

日程第 1 1

議案第 2 7 号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 1 2

議案第 2 8 号

平成 2 9 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検
及び評価の報告書」提出の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、平成 2 9 年度
の教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価の報告書を芽室町議会に提出しよう
とするものであります。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平二十六法六七・改正)

日程第12 議案第28号 関係資料

平成29年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検
及び評価の報告書」提出の件

平成29年度

教育に関する事務の管理及び執行の
状況についての点検及び評価の報告書

平成30年11月

芽室町教育委員会

はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されました。

本報告書は、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに町民に対する説明責任を果たすために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、平成 29 年度の教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価を実施し、報告するものです。

この点検・評価は、「第 4 期芽室町総合計画」の後期実施計画で、「基本目標 4 個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり」に定める施策に沿って、毎年度、点検・評価を実施することとしています。

平成 30 年 11 月

芽室町教育委員会

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章 教育委員会の活動状況

	ページ
1 教育委員会の会議の開催状況	1
2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況	6
3 教育委員の活動状況	8
4 附属機関等の開催状況	10
5 教育関係の表彰	13
6 教育委員会の組織	14
7 教育委員会事務局の事務分掌	15

第2章 施策マネジメントシートによる評価

1 学校教育の充実	19
2 生涯学習の推進	22
3 青少年の健全育成	24
4 地域文化の振興	26
5 スポーツしやすい環境づくり	28
6 国際・地域間交流の推進（施策関係課～企画財政課・農林課）	30

第1章

教育委員会の活動状況

1 教育委員会の会議の開催状況

芽室町教育委員会の会議は原則として公開で、毎月1回開催しています。

この会議においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会会議規則に基づき、教育長及び教育委員が教育行政に関する基本的な方針の決定や教育委員会規則の制定、職員の任免に関することなど、教育に関するさまざまな議題について審議しました。

平成29年度は次のとおり開催しました。

期 日	番 号	付 議 案 件
平成29年 4月20日	議案第 1 号	芽室町図書館協議会委員委嘱の件
	議案第 2 号	芽室町奨学金貸付の件
平成29年 4月26日	報告第 1 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 2 号	区域外就学認定の件
	報告第 3 号	町民プール維持管理事業に対する提言書の件
	議案第 3 号	芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
平成29年 5月26日	議案第 4 号	芽室町教育研究所所員委嘱の件
	報告第 4 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	議案第 5 号	芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
	議案第 6 号	芽室町教育研究所所員委嘱の件
	議案第 7 号	芽室町社会教育委員委嘱の件
	議案第 8 号	芽室町図書館協議会委員委嘱の件
平成29年 6月12日	議案第 9 号	平成29年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 10 号	平成29年芽室町議会定例会6月定例会議教育委員会所管一般質問の件
平成29年 6月16日	議案第 11 号	平成29年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 12 号	契約締結(芽室中学校体育館改修工事(建築主体))の議案に対する意見申し出の件
平成29年 6月26日	報告第 5 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	議案第 13 号	芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

(平成 29 年 6 月 26 日)	議案第 14 号	芽室町地域防災計画に基づく社会体育施設災害復旧事業計画変更の件
	議案第 15 号	平成 29 年度第 1 2 地区教科書採択地区調査委員会委員推薦の件
平成 29 年 7 月 27 日	報告第 6 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	議案第 16 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 17 号	教育委員会委員の学校訪問実施に伴う所感の件
平成 29 年 8 月 29 日	報告第 7 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 8 号	区域外就学認定の件
	議案第 18 号	平成 30 年度使用小学校用教科用図書採択の件
	議案第 19 号	平成 30 年度使用中学校用教科用図書採択の件
	議案第 20 号	平成 30 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件
議案第 21 号	平成 29 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見申し出の件	
平成 29 年 9 月 11 日	議案第 22 号	平成 29 年芽室町議会定例会 9 月定例会議教育委員会所管一般質問の件
平成 29 年 9 月 22 日	報告第 9 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	議案第 23 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件
	議案第 24 号	平成 29 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
平成 29 年 10 月 18 日	報告第 10 号	芽室町教育委員会委員任命に係る議会同意の件
	報告第 11 号	教育長職務代理者指名の件
	報告第 12 号	専決処分(平成 29 年度芽室町一般会計補正予(第 8 号))について報告の件
	議案第 25 号	請負変更契約締結(芽室中学校体育館改修工事(建築主体))の議案に対する意見申し出の件
平成 29 年 10 月 25 日	報告第 13 号	区域外就学認定の件
	報告第 14 号	平成 29 年度生活習慣病検査結果の件
	報告第 15 号	学校給食しこう(好み)調査結果報告の件
	報告第 16 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	議案第 26 号	中学校生徒会との「飛び出す教育委員会・子ども

平成 29 年 10 月 25 日		トーク」実施の件
	議案第 27 号	教育委員会委員の道内研修実施の件
	議案第 28 号	「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子のルール宣言」の件
	議案第 29 号	平成 29 年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
平成 29 年 11 月 28 日	報告第 17 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 18 号	区域外就学認定の件
	報告第 19 号	第 1 回芽室町教育振興基本計画策定委員会開催の件
	議案第 30 号	「飛び出す教育委員会・子どもトーク」実施に伴う教育委員会所感の件
	議案第 31 号	中学生による「1 日教育委員（教育委員会委員）」実施の件
	議案第 32 号	芽室町教育研究所職員委嘱の件
	議案第 33 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 34 号	芽室町立小学校学級編制基準制定の件
	議案第 35 号	平成 28 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件
	議案第 36 号	平成 29 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	協議案 1 号	芽室町健康プラザ設置及び管理条例中一部改正の件
平成 29 年 12 月 8 日	議案第 37 号	平成 29 年芽室町議会定例会 12 月定例会議教育委員会所管一般質問の件
平成 29 年 12 月 18 日	議案第 38 号	平成 29 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 39 号	芽室町生涯学習計画策定委員会委員委嘱の件
平成 29 年 12 月 27 日	報告第 20 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件
	報告第 21 号	就学指定校変更認定の件
	報告第 22 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	報告第 23 号	学校職員の訓戒措置の件

平成 29 年 12 月 27 日	協議案 2 号	平成 30 年度芽室町一般会計教育費予算の件
平成 30 年 1 月 12 日	協議案 3 号	芽室町奨学金貸付条例中一部改正の件
平成 30 年 1 月 29 日	報告第 24 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 25 号	区域外就学認定の件
	協議案 40 号	平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
	協議案 41 号	平成 29 年度芽室町文化賞等候補者諮問の件
	協議案 42 号	平成 29 年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件
	協議案 4 号	第 3 期芽室町子どもの読書活動推進計画（案）の件
平成 30 年 2 月 13 日	報告第 26 号	芽室町奨学金貸付対象者の選考基準中一部改正の件
	議案第 43 号	条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件
	協議案 5 号	平成 30 年度芽室町教育行政執行方針の件
平成 30 年 2 月 22 日	報告第 27 号	区域外就学認定の件
	報告第 28 号	平成 30 年度芽室町一般会計教育費予算（理事者ヒアリング結果）の件
	議案第 44 号	平成 30 年度における外国語活動の授業時数確保の件
	議案第 45 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 46 号	平成 29 年度芽室町文化賞等候補者決定の件
	議案第 47 号	平成 29 年度芽室町スポーツ賞等候補者決定の件
	議案第 48 号	「芽室町チャレンジデー 2018」の実施に係る公共施設使用料減免の件
	議案第 49 号	平成 30 年度芽室町教育行政執行方針の件
	議案第 50 号	平成 30 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
議案第 51 号	条例改正（芽室町教育活動指導助手設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件	

平成 30 年 2 月 22 日	議案第 52 号	条例改正(芽室町スクールライフアドバイザー設置 条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件
	議案第 53 号	条例改正(芽室町生涯学習推進アドバイザー設置 条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件
	議案第 54 号	条例改正(芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条 例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件
	議案第 55 号	条例改正(芽室町健康プラザ設置及び管理条例中 一部改正)の議案に対する意見申し出の件
	議案第 56 号	平成 29 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議 案に対する意見申し出の件
平成 30 年 3 月 16 日	議案第 57 号	芽室町立小中学校配置計画諮問の件
	議案第 58 号	芽室町立学校職員任免内申の件
	議案第 59 号	平成 29 年芽室町議会定例会 3 月定例会議教育委 員会所管一般質問の件
	議案第 60 号	平成 29 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議 案に対する意見申し出の件
平成 30 年 3 月 27 日	報告第 30 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 31 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 61 号	芽室町学校医委嘱の件
	議案第 62 号	芽室町学校歯科医委嘱の件
	議案第 63 号	芽室町学校薬剤師委嘱の件
	議案第 64 号	芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件
	議案第 65 号	芽室町スポーツ推進委員委嘱の件
	議案第 66 号	第 3 期芽室町子どもの読書活動推進計画の件
	議案第 67 号	芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則中一 部改正の件
	議案第 68 号	芽室町立学校管理規則中一部改正の件
	議案第 69 号	芽室町立小中学校配置計画変更の件
	議案第 70 号	芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件
	議案第 71 号	芽室町教育委員会行政組織規則中一部改正の件
議案第 72 号	芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改 正の件	

2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況

平成 29 年度に制定、改廃された教育に関する条例及び教育委員会の規則等は次のとおりです。

(1) 条例

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例	H30. 3. 12	H30. 3. 12
・芽室町教育活動指導助手設置条例の一部を改正する条例	H30. 3. 28	H30. 4. 1
・芽室町スクールライフアドバイザー設置条例の一部を改正する条例	H30. 3. 28	H30. 4. 1
・芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例の一部を改正する条例	H30. 3. 28	H30. 4. 1
・芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例の一部を改正する条例	H30. 3. 28	H30. 4. 1
・芽室町健康プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例	H30. 3. 28	H30. 4. 1

(2) 規則

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町健康プラザ設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	H30. 3. 30	H30. 4. 1
・芽室町立学校管理規則の一部を改正する規則	H30. 3. 30	H30. 4. 1
・芽室町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	H30. 3. 30	H30. 4. 1
・芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	H30. 3. 30	H30. 4. 1

(3) 規程、要綱等

題 名	決定年月日	施行年月日
・芽室町立小学校学級編成基準制定	H29. 11. 28	H29. 11. 28
・芽室町奨学金貸付対象者の選考基準の一部を改正する基準	H30. 2. 8	H30. 3. 13

(4) 計画等の策定の状況

計 画 名	策定年月日
第3期芽室町子どもの読書活動推進計画	平成30年3月27日

3 教育委員会委員の活動状況（教育長を除く）

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町内小中学校の各種行事、研修会等へ出席するなどの活動を行っています。

※ 教育委員会会議への出席を除く

月	活 動 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度芽室町立小中学校教職員辞令伝達式 ・平成29年度転入校長・教頭・事務長歓迎会 ・各小学校入学式 ・各中学校入学式 ・平成29年度芽室町PTA連合会総会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度十勝管内教育委員会連絡協議会定例総会（帯広市） ・芽室中学校、芽室西中学校体育祭
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・上美生小学校、上美生中学校合同運動会 ・各小学校（上美生小学校を除く）運動会 ・平成29年度トレーシー中学生国際訪問団さよならパーティー ・教育委員会委員による学校訪問 ・第37回全町ゲートボール大会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度教育委員会委員道内視察研修（伊達市） ・教育委員会委員による学校訪問 ・第54回北海道市町村教育委員研修会（札幌市）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第51回芽室町納涼盆踊り大会 ・第30回発祥の地杯全国ゲートボール大会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度芽室町教育研究大会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・芽室中学校、芽室西中学校文化祭 ・芽室町ゲートボール推進協議会会長杯ゲートボール大会 ・芽室小学校、芽室西小学校学習発表会 ・上美生小学校、上美生中学校合同学習発表会 ・平成29年度芽室町教育委員親交会総会 ・平成29年度十勝教育を考えるつどい（幕別町）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「飛び出す教育委員会・子どもトーク」 ・平成29年度西部十勝教育委員会連絡協議会教育委員研修会（芽室町） ・平成29年度十勝管内教育委員会教育委員研修会（帯広市） ・芽室南小学校学習発表会 ・第40回芽室町青少年健全育成町民大会

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度芽室町PTA連合会文教懇談会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・芽室町書初め大会 ・平成30年芽室町新年交礼会 ・平成30年第69回芽室町成人式 ・総合教育会議 ・平成29年度芽室町PTA連合会・芽室町青少年健全育成協議会研究大会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・めむろ柏樹学園40周年記念式典 ・芽室南小学校開校30周年記念祝賀会 ・教育委員会委員による学校訪問 ・中学生による「1日教育委員会委員」模擬教育委員会会議
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度芽室町文化賞・スポーツ賞等授賞式 ・各中学校卒業式 ・芽室町観光物産協会会長杯ゲートボール大会 ・各小学校卒業式 ・平成29年度退職・転任、校長・教頭慰労激励会

4 附属機関等の開催状況

(1) 芽室町学校教育推進協議会

開催月日	審議内容
平成30年3月26日	会長・副会長選任 芽室町立小中学校配置計画変更の諮問について 芽室町立小中学校配置計画変更の答申について

(2) 芽室町教育振興基本計画策定委員会

開催月日	審議内容
平成29年10月30日	委員長・副委員長選任 芽室町教育振興基本計画の諮問について 芽室町教育振興基本計画の策定について
平成30年3月14日	基本目標と施策項目・施策の主な取り組み（素案）の検討

(3) 芽室町教育支援委員会

開催月日	審議内容
平成29年7月12日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について
平成29年11月2日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について
平成30年2月1日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について
平成30年2月21日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について

(4) 芽室町学校給食運営協議会

開催月日	審議内容
平成29年6月27日	平成29年度学校給食計画について 平成28年度給食原材料の産地調べについて
平成29年11月16日	平成29年度第2学期の学校給食実施状況について
平成30年2月15日	平成29年度第3学期の学校給食実施状況について 平成29年度学校給食費の精算状況について

(5) 芽室町社会教育委員会

平成29年6月26日	社会教育法及び社会教育委員について 第5期生涯学習推進中期計画について 社会教育課所管事務（事業）について 委員長・副委員長の選出について 各種委員等の推薦について 今後の日程について
------------	---

平成 29 年 10 月 11 日	子どもの居場所づくり推進事業について 第 5 9 回全国社会教育研究大会兼第 5 7 回北海道社会教育研究大会兼第 3 7 回北海道市町村社会教育委員長等研修会について 社会教育所管事務（事業）について 芽室町教育振興基本計画策定委員の推薦について
平成 29 年 12 月 21 日	社会教育課所管事務（事業）について 十勝教育を考えるつどいについて 第 4 6 回十勝管内社会教育委員研修会及び第 4 回十勝管内社会教育委員入門研修会について
平成 30 年 2 月 13 日	社会教育課所管事務（事業）について 平成 29 年度西部十勝社会教育委員研修会について 平成 29 年度芽室町文化賞等受賞候補者の諮問について 平成 29 年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者の諮問について
平成 30 年 2 月 28 日	社会教育課所管事務（事業）について 平成 29 年度十勝管内社会教育委員長等研修会の中止について 平成 29 年度社会教育関連事業報告について 平成 30 年度教育行政執行方針について 平成 30 年度社会教育関連予算案について

(6) 芽室町文化財保護審議会

開催月日	審議内容
平成 29 年 11 月 28 日	町指定天然記念物の芽室公園の柏の木の状況について 道内社寺奉納絵馬調査（町内分）の結果について

(7) 生涯学習推進中期計画策定委員会

開催月日	審議内容
平成 29 年 12 月 21 日	次期生涯学習推進中期計画（社会教育編）の考え方について 策定スケジュールについて 第 5 期生涯学習推進中期計画の評価について 住民意識調査の実施について

(8) 芽室町スポーツ推進委員会

開催月日	審議内容
平成 29 年 7 月 3 日	芽室町総合計画審議会委員等の推薦について ニュースポーツ交流会の開催について

	スポーツ推進委員主催事業について
平成 29 年 12 月 22 日	第 5 期芽室町総合計画策定に係る団体ワークショップへの参加者の選出について ニュースポーツ交流会の開催について
平成 30 年 3 月 6 日	平成 30 年度教育行政執行方針について 平成 30 年度スポーツ関連予算案について チャレンジデー2018 への協力について

(9) 芽室町図書館協議会

開催月日	審 議 内 容
平成 29 年 6 月 29 日	平成 28 年度図書館利用統計について 平成 29 年度図書館予算及び事業計画について 平成 28 年度図書館利用者アンケートについて
平成 29 年 12 月 15 日	平成 29 年度図書館利用統計について 平成 29 年度図書館広聴について 第 3 期芽室町子どもの読書活動推進計画 (案) について
平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年度図書館利用統計について 第 3 期芽室町子どもの読書活動推進計画について 開館 30 周年記念事業について

5 教育関係の表彰

(1) 芽室町文化賞・スポーツ賞等授賞式

開催日時 平成30年3月10日(土) 9時30分～11時00分

開催場所 芽室町中央公民館大ホール

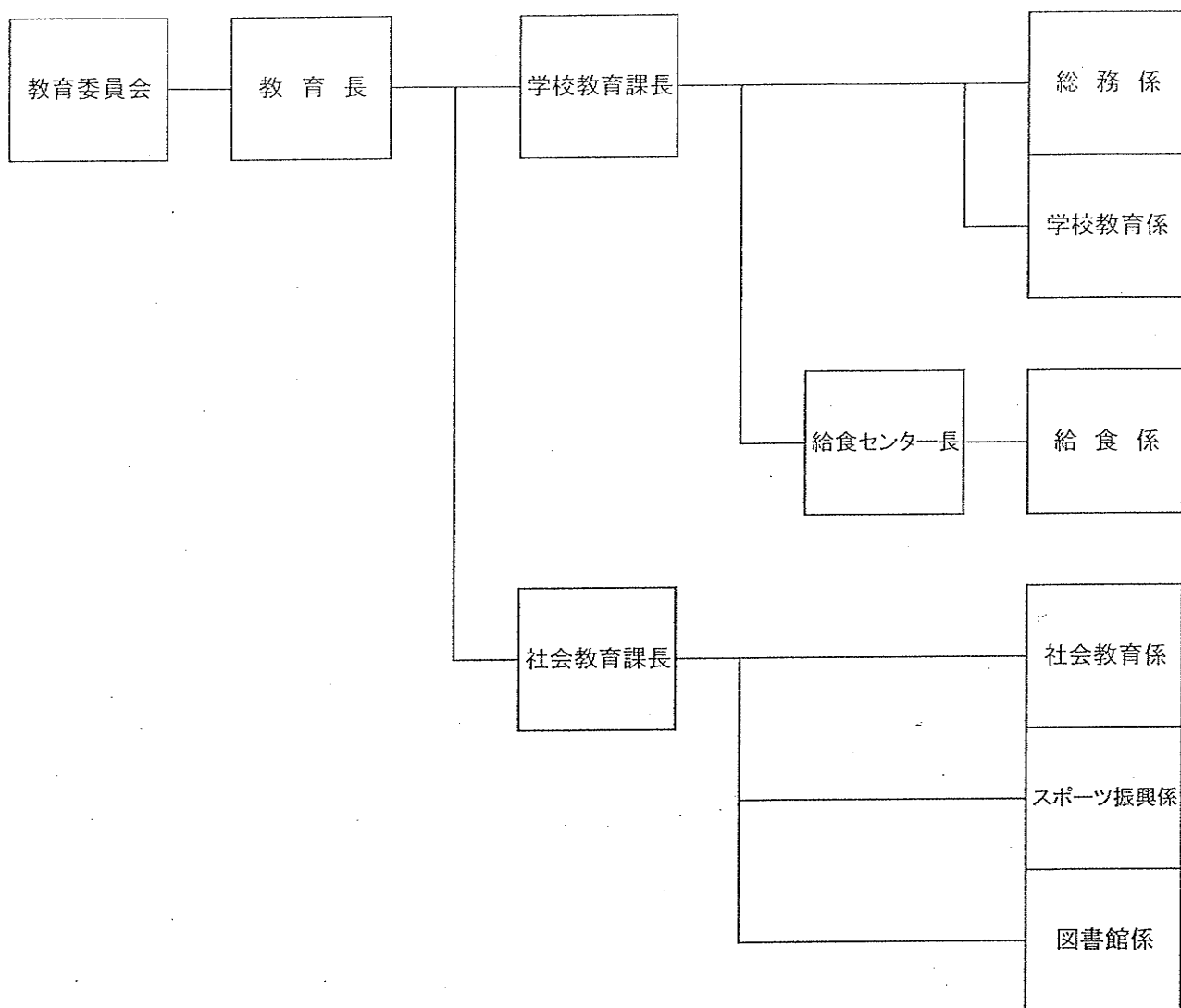
(2) 文化賞等被表彰者

- ・文化賞 1個人、1団体
- ・文化功労賞 なし
- ・文化奨励賞 5個人、1団体
- ・少年文化賞 なし
- ・少年文化奨励賞 46個人、3団体

(3) スポーツ賞等被表彰者

- ・スポーツ賞 功労なし
- ・スポーツ奨励賞 功労なし
- ・スポーツ賞 優秀選手の部 3個人、3団体
- ・スポーツ奨励賞 優秀選手の部 3個人、6団体
- ・少年スポーツ特別賞 4個人
- ・少年スポーツ賞 4個人、3団体
- ・少年スポーツ奨励賞 60個人、9団体

6 教育委員会の組織



7 教育委員会事務局の分掌事務

① 学校教育課

- (1) 教育委員会の会議及び総合調整に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 教育委員会の財務に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の管理に関すること。
- (6) 学校教育に関すること。
- (7) その他学校教育行政一般に関すること。

①-1 学校教育課総務係

- ア 教育委員会の会議に関すること。
- イ 儀式、褒章及び表彰に関すること。
- ウ 教育委員会の条例、規則、規程の制定又は改廃に関すること。
- エ 事務局、教職員その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- オ 職員の進退、賞罰、服務、給与、福利及び研修に関すること。
- カ 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- キ 通学区域に関すること。
- ク 教育財産の管理並びに取得、処分の申し立てに関すること。
- ケ 公印の管理に関すること。
- コ 教育行政相談に関すること。
- サ 他の課、係との連絡調整に関すること。
- シ 他の課、係の所管に属さない事項に関すること。

①-2 学校教育課学校教育係

- ア 学級編制に関すること。
- イ 教科内容及びその取扱に関すること。
- ウ 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。
- エ 教職員の研修及び福利厚生に関すること。
- オ 学校保健及び学校安全に関すること。
- カ 児童・生徒の就学奨励及び援助に関すること。
- キ スクールバスの運行に関すること。
- ク 教育研究所及び学校教育振興会の連絡調整に関すること。
- ケ その他学校教育に関すること。

※学校教育課に属する所管機関～給食センター

①-3 給食センター給食係

- ア 給食センターの運営管理に関すること。
- イ 給食の供給に関すること。
- ウ 学校給食運営協議会に関すること。
- エ 学校給食の向上発展に関すること。
- オ その他学校給食に関すること。

② 社会教育課

- (1) 社会教育に関する事。
- (2) 社会教育団体に関する事。
- (3) 社会教育施設の設置、管理運営並びに廃止に関する事。
- (4) 芸術文化に関する事。
- (5) その他社会教育行政一般に関する事。

②-1 社会教育課社会教育係

- ア 社会教育委員に関する事。
- イ 社会教育の推進に関する事。
- ウ 青少年教育、婦人、高齢者等成人教育に関する事。
- エ 講座の開設及び討論会、講演会、展示会その他の集会の開催並びに奨励に関する事。
- オ 社会教育団体の指導育成に関する事。
- カ 社会教育のために必要な情報、資料の提供に関する事。
- キ 芸術文化に関する事。
- ク 文化財の保護に関する事。
- ケ 集団研修施設の管理運営に関する事。
- コ ふるさと歴史館の管理運営に関する事。
- サ その他生涯学習の推進に関する事。
- シ 公民館の管理運営に関する事。
- ス 公民館事業の計画及び実施に関する事。
- セ その他公民館活動に関する事。
- ソ 他の係の所管に属さない事項に関する事。

②-2 社会教育課スポーツ振興係

- ア 社会体育施設の管理運営に関する事。
- イ スポーツ振興に関する事。
- ウ 学校体育施設に関する事。
- エ スポーツ推進委員に関する事。
- オ 体育団体の指導育成に関する事。
- カ その他体育振興に関する事。

※社会教育課に属する所管機関～図書館

②-3 図書館図書館係

- ア 図書館施設の維持、管理、運営及び事業計画に関する事。
- イ 図書館資料の受入れ、保存及び除籍に関する事。
- ウ 図書の分類、配列及びその目録の作成に関する事。
- エ 図書資料の配架、貸出し及び返却事務に関する事。
- オ その他庶務及び奉仕関係に関する事。

第2章

施策マネジメントシートによる評価

1 学校教育の充実

第4期芽室町総合計画

政 策	4-1	豊かな心を育む人づくりの推進
施 策	└──	4-1-1 学校教育の充実
主 管 課		学校教育課

2 生涯学習の推進

第4期芽室町総合計画

政 策	4-1	豊かな心を育む人づくりの推進
施 策	└──	4-1-2 生涯学習の推進
主 管 課		社会教育課

3 青少年の健全育成

第4期芽室町総合計画

政 策	4-1	豊かな心を育む人づくりの推進
施 策	└──	4-1-3 青少年の健全育成
主 管 課		社会教育課

4 地域文化の振興

第4期芽室町総合計画

政 策	4-2	交流を通じた魅力ある地域文化の形成
施 策	└──	4-2-1 地域文化の振興
主 管 課		社会教育課

5 スポーツしやすい環境づくり

第4期芽室町総合計画

政 策	4-2	交流を通じた魅力ある地域文化の形成
施 策	└──	4-2-2 スポーツしやすい環境づくり
主 管 課		社会教育課

6 国際・地域間交流の推進

第4期芽室町総合計画

政 策	4-2	交流を通じた魅力ある地域文化の形成
施 策	└──	4-2-3 国際・地域間交流の推進
主 管 課		企画財政課
施策関係課		農林課・社会教育課

施策番号 4-1-1	施策名 学校教育の充実	基本目標	個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり			
		政策名	豊かな心を育む人づくりの推進			
	主管課	学校教育課	課長名	松浦 智幸	内線	511
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指します。		児童生徒	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、「生きる力」を身に付ける				児童生徒が社会に出たときに自立できる
成果指標	説明	単位	年度(策定時)	28年度	29年度	30年度	
① 「学校生活や授業が楽しい」と思う児童生徒の割合	学校評価	%	89.3	88.5	88.5	90.0	
② 「授業が子どもにとって楽しく分かるように進められている」と思う保護者の割合	学校評価	%	83.6	85.3	85.4	85.0	
③ 毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	生活習慣・学習環境等状況調査	%	88.5	88.4	85.7	90.0	
成果指標設定の考え方	①及び②については、各学校の学校評価項目から、類似又は関連する評価項目を参考にするとともに、前期実施計画の実績なども考慮し目標値を設定した。 ③については、前期実施計画では食育の推進を成果指標としていたが、児童生徒の健やかな体の育成からも本施策の成果指標とし、①及び②同様、前期実施計画の実績なども考慮し目標値を設定した。						

2. 施策の事業費

	28年度決算	29年度決算
施策事業費(千円)	934,605	1,238,297
人件数(業務量)	6.1732	6.0677

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①平成29年度の成果評価(前年度比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	「毎日朝食を摂っている児童生徒の割合」は前年度を下回ったが、他の2項目は前年同様及び上回ったため、総体としては「成果は変わらなかった」とした。
②平成30年度の目標値達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	①については、各学校の授業改善の継続した取組により目標達成を目指す。 ②は目標値を達成している。 ③については、栄養教諭による食育指導の継続実施や、学校給食の試食などを通して保護者に対して食育の大切さの理解を深めてもらうことにより、目標達成は可能と考える。
(2) 施策の成果評価に対する平成29年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	(小学校・中学校)施設維持管理事業 児童生徒支援事業 (小学校・中学校)教材・教具整備事業 学校給食管理運営事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・学校施設などについては、年次計画に基づき工事・備品購入を行うとともに緊急修繕等の実施により、安心・安全な教育環境の整備に努めた。 ・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対しては、各学校の実態を踏まえた上で教育活動指導助手や学校支援員を配置し、個に応じた学習支援を行うとともに、小学校3・4年生の35人以下学級編制のため教育活動指導助手を配置するとともに、平成30年度からは小学校5・6年生へも拡大し実施することとした。 ・芽生産食材を活用した「めむろまるごと給食」実施、食物アレルギー等に対する代替食の提供、栄養教諭による全校全学級の食育指導を実施した。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果					
進捗結果	A	B	C	D	E
				○	

※該当に○印

A: 実現した
 B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
 C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
 D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない
 E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設などの老朽化対策や多様なニーズへの対応と、個別施設毎の長寿命化計画の策定。 社会に開かれた教育課程の実現を重視した新学習指導要領(小学校での英語教科化やプログラミング教育など)への対応とともに、地域とともにある学校づくりの推進。 町の発達支援システムと連携した特別なニーズに対応した教育の推進のための教育活動指導助手や学校支援員の充実。 学校給食(食物アレルギー対応を含む)の提供と食育指導の継続に向けた体制などの継続充実。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<ul style="list-style-type: none"> 地域とともにある学校づくりとしてのコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進。 大学等奨学金貸付制度や就学援助など教育の機会均等などの確保に向けた施策の充実。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒平成29年度から、連帯保証人の町内在住要件の廃止、通年貸付の実施、貸付者が卒業後芽室町に戻り、一定期間居住等をした場合の一部償還免除制度の創設 ⇒平成29年度から、就学援助の新入学用品費に係る入学前支給を実施

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> ○新学習指導要領実施など教育環境の整備に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> ⇒外国語活動・外国語科の推進に向けた英語指導助手の配置や、プログラミング教育等のためのICT教育環境の整備 ⇒少人数学級の拡大や発達支援システムと連携した特別支援教育の充実に向けた人員の増員 ○学校施設などの環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ⇒長寿命化基本とした老朽化改修と多様なニーズに対応した施設整備 ⇒個別施設毎の長寿命化計画の策定 ○学校給食の提供や食育指導に向けた体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ⇒児童生徒数の減少に伴う道教委配置の栄養教諭の減員に伴う対策と体制の充実
--

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	教育活動指導助手の配置などにより、学校教育環境の充実を図っており、計画策定時と比較して前進していると言える。		A	B	C	D	E
	進捗結果				○		
今後の取組に対する意見	現在の取組や、今後の新たな取組について、適宜検証を行い、進めていってほしい。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	庁内評価と同じく前進していると評価する		A	B	C	D	E
	進捗結果				○		
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●毎日朝食を摂っている児童生徒の割合について成果指標向上の取り組みが必要である。 ●子育て環境に課題のある家庭について把握することが必要である。 	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した					

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
41	4-1-1	学校教育の 充実	意見	毎日朝食を摂っている児童生徒の割合について成果指標向上の取り組みが必要である。	学校教育課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	学校健康診断実施事業(小・中)ほか	
			対応内容	学校便りや保健室便り、給食便り、参観日、PTAの会議等で、規則正しい生活について家庭での協力を呼び掛けるとともに、栄養教諭による「食の指導」を通じて、朝食を摂ることの重要性を指導しており、今後も継続・充実していく。	
42	4-1-1	学校教育の 充実	意見	子育て環境に課題のある家庭について把握することが必要である。	学校教育課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	児童生徒支援事業ほか	
			対応内容	学校での児童生徒の観察や子育て支援課との連携により、子育て環境に課題のある家庭の把握に努めている。状況によっては、スクールライフアドバイザーによる支援や要保護児童の通報を行っており、今後も継続していく。	

施策番号 4-1-2	施策名 生涯学習の推進	基本目標	個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり			
		政策名	豊かな心を育む人づくりの推進			
	主管課	社会教育課	課長名	日下勝祐	内線	517
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
生涯学習の機会や場の提供により、学習意欲に対応した生涯学習環境の充実を図ります。		町民	生涯にわたって学習できる環境の整備を行う				町民一人ひとりが自己の充実を図り、心豊かに暮らすことができるまちづくり
成果指標	説明	単位	23年度(前年度)	28年度	29年度	30年度	
① 図書館資料年間貸出数	図書館調べ	冊	184,137	169,498	164,255	190,000	
② 1年間に生涯学習(学習経験)を行った町民の割合	住民意識調査	%	55.9	56.4	53.5	60.0	
③ 生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	%	35.7	39.8	39.1	40.0	
成果指標設定の考え方	①年間図書館資料貸出数を策定時目標である184,137冊から段階的に190,000冊までの増を目指す。 ②・③公共施設以外で行われる学習機会の利用者も想定され、実態の把握は困難であるが、それぞれ60%・40%以上の目標値を維持する。なお、③について町・村は30%以上が多い。						

2. 施策の事業費

	28年度決算	29年度決算
施策事業費(千円)	102,293	105,184
人件費(業務量)	2.7593	2.6599

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①平成29年度の成果評価(前年度比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①③は前年度と同程度 成果指標②はやや減少 →柏樹学園生の減少、成人教育活動の縮小が主な要因
②平成30年度の目標値達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	・学校図書館貸出数を含めた場合は目標数値はクリア →開館30周年事業や学校での出張図書館など、館外奉仕事業の展開充実により、貸出数の増加や成果指標③の達成は可能 ・成人教育活動や公民館、図書館講座の内容充実により成果指標②及び③の目標達成は可能
(2) 施策の成果評価に対する平成29年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	家庭教育学級活動支援事業 図書・視聴覚資料の貸出・保存事業 図書館ボランティアサークル活動支援事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	成人教育活動運営事業
③事務事業全体の振り返り(総括)	・家庭教育学級の継続支援とともに、より実践的な勉強会として「めむろ家庭教育講演会」を開催し家庭教育の充実を図った。 ・図書館では、これまでの特別展示の工夫などの取組を継続するとともに、ボランティアとの協働により開催している図書館まつりの実施が町民に浸透し来場者数も安定し、事務事業の充実につながった。 ・成人教育活動については、参加者数の減少等により、一部の活動で縮小、未実施となるものがあり、今後のニーズ把握や事業見直しが急務である。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない
- E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の概念である「いつでも・どこでも・誰でも」自由に学べる学習環境の整備が求められるている。 <ul style="list-style-type: none"> →学習形態の多様化などに対応するために住民のニーズにともなう事業の検討。 →高齢者学級学習カリキュラムの随時見直しの検討。 ・社会教育施設の設備や備品の計画的整備、また、老朽化等への対応として、長寿命化計画と計画的な施設整備を推進。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の夏季高温時のエアコン空調の設置や冬季間の室温上昇と読書環境充実のための施設整備。

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

<p>課題① 生涯学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人教育の事業内容を再検討。 ・高齢者学級学習カリキュラムの内容検討。図書館・体育講座などとの連携。 <p>課題② 社会教育施設の改善が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館、集団研修施設「かつこう」の施設・備品の計画的な更新整備。 ・図書館のエアコン空調などの施設整備。
--

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	図書館や学校図書の貸し出し環境は充実しており、生涯学習のメニューについても適宜、見直しを行うことで、計画策定時よりも充実していると評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	学校図書の充実によって、子どもの図書館利用が少なくなっていることや、近年は図書館以外でも書籍を読む機会が確保できていることから、貸出数で成果を図ることが難しくなっている。	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	庁内評価と同じく前進していると評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	芽室町は生涯学習に取り組んでいる人が多いと感じる。	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

施策番号 4-1-3	施策名 青少年の健全育成	基本目標	個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり			
		政策名	豊かな心を育む人づくりの推進			
	主管課	社会教育課	課長名	日下勝祐	内線	517
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
青少年が、社会のルールを身につけることが出来るような体験学習への参加や団体の連携などを促進し、健全育成をすすめます。		町民	団体行動や社会生活を学び、社会のルールを身につける				自ら判断する力や責任感が身につけられる
成果指標	説明	単位	23年度(設定時)	28年度	29年度	30年度	
① 芽室町の小中学生は基本的ルールを身につけていると感じる町民の割合	住民意識調査	%	40.7	58.5	56.7	45.0	
②							
③							
成果指標設定の考え方	平成25年度実績で計画策定時の目標に到達しているが、青少年の健全育成に関わることから、引き続き45%以上を維持する。						

2. 施策の事業費

	28年度決算	29年度決算
施策事業費(千円)	7,856	7,236
人正数(業務量)	0.7977	1.1315

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①平成29年度の成果評価(前年度比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標は前年度と同程度 →青少年健全育成協議会をはじめとする関係機関の連携による事業展開が要因
②平成30年度の目標値達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	・目標値をクリア →「寺子屋めむろ」「わんぱくキャンプ」「通学合宿めむろ塾」など、青少年事業や、青少年健全育成協議会の町民集会の工夫開催の継続
(2) 施策の成果評価に対する平成29年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	少年教育活動運営事業 青少年健全育成協議会支援事業 地域子ども会育成連絡協議会 芽室町PTA連合会活動支援事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・青少年健全育成のための関係機関の連携強化 →青少年健全育成協議会では、PTA連合会と教育委員会とともに「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子のルール宣言」を策定し、周知、啓発活動を実施した。 ・基本的な生活習慣など青少年の健全育成 →「通学合宿めむろ塾」や夏休みや冬休みに開催している「寺子屋めむろ」など、団体生活や体験学習を通して、発達段階に応じた生活習慣や社会ルールを身につける事業を展開が施策の成果向上に繋がった。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない
- E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	《施策を取り巻く状況》 ・地域子供会活動では、休会となる町内会が増加 《今後の予測》 ・子どもの減少、育成指導者のなり手不足に伴う活動団体数の減少→複数町内会など広域的な活動の在り方について検討が必要
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

課題① ネットトラブル等青少年の健全育成 ・青少年健全育成協議会では、PTA連合会と教育委員会とともに「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子のルール宣言」を策定。今後の周知、啓発活動など取組みの強化。 課題② 基本的な生活習慣や多様な体験活動の推進 ・青少年の教育活動(わんぱくキャンプ、通学合宿など)で、基本的な生活習慣とともに食育の観点も取り入れた事業の充実。
--

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	「寺子屋めむる」「わんぱくキャンプ」「通学合宿めむる塾」などの取組が充実しており、積極的な参加があることから、取組の成果が現れていると言える。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	
今後の取組に対する意見	「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子のルール宣言」のような、時流や社会情勢を捉えた取組が今後も必要になる。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した				

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子のルール宣言」などをつくっており、計画策定時と比較して前進したと評価する。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	
今後の取組に対する意見	「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子のルール宣言」のように、広く取り組んでもらえると家庭での教育にとって、非常にありがたい。今後も継続して話題になるような機会を作って貰えると良い。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した				

施策番号 4-2-1	施策名 地域文化の振興	基本目標	個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり			
		政策名	交流を通じた魅力ある地域文化の形成			
	主管課	社会教育課	課長名	日下勝祐	内線	517
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの活用をすすめます。		町民	<ul style="list-style-type: none"> 文化活動に参加してもらう 文化活動が盛んになる 				心が豊かになる
成果指標	説明	単位	23年度(既定値)	28年度	29年度	30年度	
① 地域文化活動への参加者数	社会教育課調べ	人	727	599	558	900	
② 参加できる文化活動の数	社会教育課調べ	回	16	21	16	16	
③ 文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	%	37.7	40.1	42.2	40.0	
成果指標設定の考え方	①町民文化展への出展者数、メモロ太鼓保存会会員数、文化協会加盟人数について段階的に増加を目指す。 ②文化協会加盟団体主催の発表会、公民館を会場とする展示会の回数を計画策定時の水準を維持する。 ③文化活動がしやすいと感じる町民の割合を平成25年度の実績に基づき40パーセント台を維持する。						

2. 施策の事業費

	28年度決算	29年度決算
施策事業費(千円)	21,947	24,709
人件費(業務量)	0.7759	0.7116

3. 施策の達成状況

① 施策の達成度とその考察			
①平成29年度の成果評価(前年度比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②は前年度より低下 →文化協会会員数の減少 成果指標③は前年度を上回る
②平成30年度の目標値達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input checked="" type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化活動への参加者数は文化協会加盟人数を指標の一部としているが、加盟団体の減少及会員数減少しているため、目標値のクリアは厳しい現状。 →財政的支援などを含めた文化協会の在り方を検討していくことで会員数の増加となるよう努める。 公民館講座受講生や個人活動のサークル化を進めるとともに多様化するニーズへの対応が求められる。
② 施策の成果評価に対する平成29年度事務事業の総括			
① 施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	町民文化展開催事業 文化団体活動支援事業 芸術鑑賞会等開催事業 芸術・文化振興事業	② 施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③ 事務事業全体の振り返り(総括)	<ul style="list-style-type: none"> 町民との連携による文化芸術活動の充実 →芸術鑑賞会等開催事業は、町民を含めた文化芸術鑑賞会内容検討会議を立ち上げ、鑑賞内容の選定など運営に携わっていただき、鑑賞した参加者からの好評を得ることができ、施策目標の達成に寄与した。 児童生徒の文化芸術振興 →全国全道大会出場支援や芸術鑑賞支援は、文化活動がしやすいと感じる町民の割合への貢献度が高い。 文化活動への多様化するニーズに対応と、団体会員の減少、指導者、後継者の確保が大きな課題となっている。 		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない
- E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く環境》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞会の開催は、今後も町民検討会議の意向を踏まえた事業展開。 ・文化協会会員の高齢化や加盟団体数や会員数が減少傾向にあり、個々の文化に対するニーズが多様化し、個々の活動が町外に広がる可能性があり、広域的な情報交換や連携が必要。 <p>《今後の予測》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体活動の指導者、後継者不足が顕著であり、対応策が急務である。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体が公共施設を利用する際の使用料の無料化についての意見がある。 ・公民館で使用できるカラオケ機器の導入要望がある。

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

課題① 文化芸術の振興充実の必要	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動の指導者、後継者不足に対する対応策の検討。 ・町民による文化芸術鑑賞会内容検討会議の意向を踏まえた予算を含めた事業展開。 ・文化協会の支援とともに、社会教育施設の使用料の在り方検討。 ・指定管理者と連携した公民館事業の充実。
課題② 文化施設の施設設備備品の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館及びふるさと歴史館の長寿命化計画と施設修繕や備品等の計画的な整備。

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	児童生徒の文化芸術振興への支援や、町民参加型の事業展開など、計画策定時と比較して前進していると言える。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	スポーツ・文化共に指導者の確保が大きな課題となる。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	数値には表れていないが、各種サークル活動など、茅室町は住民活動が盛んと感じる。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育課で把握している数値を成果指標とすると、実際よりも文化活動が盛んではない印象を受ける。 ●町民活動支援センターの把握している数値を成果指標としても良いのではないか。 	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した					

施策番号 4-2-2	施策名 スポーツしやすい環境づくり	基本目標	個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり			
		政策名	交流を通じた魅力ある地域文化の形成			
	主管課	社会教育課	課長名	日下勝祐	内線	517
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
町民がいつでも気軽に自由にスポーツができる環境づくりを進めます。		町民	いつでも気軽に自由にスポーツができるようにする				健康で明るいまちづくりを実現する
成果指標	説明	単位	23年度(実定数)	28年度	29年度	30年度	
① スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	%	63.3	61.0	70.8	70.0	
② スポーツ指導員数	指導員数	人	113	97	100	126	
② 町内の体育施設利用者数	利用実績	人/年	174,075	171,340	177,639	198,000	
③ 高校生以下のゲートボール競技人口	社会教育課調べ(競技人口)	人	9	11	13	20	
成果指標設定の考え方	①健康で明るいまちづくりの推進から、スポーツしやすい環境づくりを進め70%を維持する。 ②スポーツしやすい環境への向上を目指しているが、施設利用者については、前期計画策定時点の水準を目標とする。指導員数については、特にスポーツ少年団の指導者の増加を見込む。 ③発祥の地としてGBの普及啓発を行うこととしており、青少年層の競技者を継続的に確保していく。						

2. 施策の事業費

	28年度決算	29年度決算
施策事業費(千円)	207,773	175,029
人件数(業務量)	1.7134	1.7710

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①平成29年度の成果評価(前年度比較)	<input checked="" type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標はすべて向上という結果となったが、スポーツ指導員の数は、本計画策定時と比べて減少している。
②平成30年度の目標値達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	・スポーツしやすい環境や施設利用者数は適切な施設管理により増加させる ・プールや体育館における講座の充実で指標の向上を図る ・青少年のゲートボール競技人口増加のための事業展開 ・指標は少年団員数であるが、一昨年度から学校と連携し、各小学校で体験授業を展開し、その結果、生徒の保護者がチームを作って活動する事例があるほか、子どもゲートボールフェスティバルへの参加者増にも繋がっており、継続した取り組みで目標達成は可能
(2) 施策の成果評価に対する平成29年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	チャレンジデー実施事業 ゲートボール普及活動事業 各種大会出場支援事業 スポーツ少年団運営支援事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・スポーツしやすい環境づくりの充実 →体育施設では、台風被害に伴い西運動広場にサッカー場を開設した。また、各体育団体・少年団活動への助成、更には少年団活動のバス借上げ支援や全国・全道大会出場支援を継続することで、スポーツしやすい環境であると思う町民の割合の向上に繋がっている。 ・発祥の地のスポーツであるゲートボール振興 →全町大会への高校生チームの参加や発祥の地杯全国GB大会に運動した合宿事業の実施、寺子屋めむろや各小学校の授業でのGB体験授業などを通じ、今後の青少年のゲートボール競技人口の増加のため事業展開を図り事務事業の充実に繋がった。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない
- E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりや運動指向の高まりと、個々の運動実践の機会の増加指向により、より安全な施設や機器類の整備がより多く求められてきている。 ・温水プールや屋外体育施設の老朽化が進み、施設備品や機器類に対する更新時期に到達しており、計画的な整備を推進する必要がある。 ・ゲートボールの競技人口が減少→発祥の地として特に青少年や成年層に対する普及を進めていく必要がある。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館や屋外体育施設の施設備品・機器類の早期の更新の要望。 ・温水プールの早期施設改築。また、議会からは温水プールの新設を含む施設整備の提言書あり。 ・台風により被災した体育施設(野球場・パークゴルフ場)の復旧整備の希望あり。

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

<p>課題① 体育施設の整備の充実が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温水プールは、学校教育活動や高齢者等の健康増進などに主眼に置いた建替え整備の推進。 ・老朽化している屋外体育施設の長寿命化を見据えた整備。 <p>課題② 青少年のスポーツ環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を図った継続的な取組の推進。 ・スポーツ少年団の指導者養成。
--

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	スポーツ環境の整備や、子どもがゲートボールに触れる機会の創出など、計画策定時と比較して前進していると言える。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	ボランティアで指導者を確保することが困難になっており、指導者不足は今後益々大きな課題となる。	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	庁内評価と同じく前進していると評価する		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	指導者不足の要因には、申し込みにくさもあると思うので、前段階で講習などがあると良い。	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

施策番号 4-2-3	施策名 国際・地域間交流の推進	基本目標	個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり			
		政策名	交流を通じた魅力ある地域文化の形成			
	主管課	企画財政課	課長名	佐野 寿行	内線	220
	施策関係課	農林課・社会教育課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果
友好都市との交流を通して得られる情報をまちづくりに活かします。		町民 交流都市の住民	友好都市との交流に参加し、情報を得ることによって、他地域の歴史・文化、まちづくりの手法などを学ぶことができる				交流を通じた情報の連携によるまちづくりをすすめる
成果指標	説明	単位	23年度(仮定的)	28年度	29年度	30年度	
①	他都市(トレーシー・広尾・揖斐川)との友好・交流提携の事実を知っている町民の割合	%	トレーシー 61.4 広尾町 44.1 揖斐川町 46.9	トレーシー 72.1 広尾町 49.4 揖斐川町 52.6	トレーシー 71.5 広尾町 48.2 揖斐川町 50.7	トレーシー 65.0 広尾町 50.0 揖斐川町 50.0	
②	行政が行っている交流事業・行事の数	回/年	16	14	15	16	
③							
成果指標設定の考え方	①トレーシー市については前期実施計画と同様に65%を、揖斐川町と広尾町は後期実施計画策定時に約45%であったことから50%を目標とする。 ②後期計画策定時の交流行事を維持する目標とし16回とする。						

2. 施策の事業費

	28年度決算	29年度決算
施策事業費(千円)	12,771	17,728
人正数(業務量)	0.6222	0.9815

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察	
①平成29年度の成果評価(前年度比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した
②平成30年度の目標値達成見込み	<input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標は達成できる <input checked="" type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい
想定される理由	成果指標①②ともに前年度と大きく変化していないため、成果は変わらなかったとした。
根拠(理由)	トレーシー市、揖斐川町の認知度は目標値をクリアしており、民間団体による交流も期待できる。また、広尾町については、平成28年度が周年であったが、災害対応などにより事業を中止せざるを得なかった。平成29年度において広尾町を幹事とした共同物販事業を実施した。
(2) 施策の成果評価に対する平成29年度事務事業の総括	
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	国際交流推進事業 中学生国際交流事業 揖斐川町交流推進事業
②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	● 揖斐川町との交流が10周年を記念し、「JAめむろ」と「JAいび川」による連携協定が締結され、それぞれの直売所などにおいて生産物の販売を始め、JA女性部同士の連携も進められている。 ● 広尾町との交流30周年を記念し、札幌市内において共同物販を行った。

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない
- E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く状況》 社会・経済状況の変化により、町として多額な費用をかけて交流という状況にはない。</p> <p>《今後の予測》 認知度向上に向けて、交流内容などの周知手法を検討することが必要。 地域間交流は人的交流から経済交流に発展させるのが一般的であることから、3地域ともに交流の熟度を高めていく必要がある。</p>
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	特になし。

5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)

課題① 地域間交流の深化	国際交流・地域間交流ともに、人材交流・物産交流・経済交流などに結び付けていくことが大きな目標であるが、各交流とも事業が定例化しているなかで、JA同士の協力関係が構築され、今後の経済交流が期待される。
課題② 地方創生(産業雇用プロジェクト)の推進	ふるさと交流センターにおける山村留学生の受け入れは安定しているが、農業実習生の受け入れ実績がここ数年ない反面、農業従事者の人手不足が課題となっており、様々な業種に対応した就労支援体制の構築が必要である。

6. 総合計画推進委員会(庁内評価)

評価	友好都市の認知度も高まっており、計画策定時と比較して前進していると言える。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	地域間交流が経済交流に発展することが期待される。	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	庁内評価と同じく前進していると評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	近年、交流事業への参加希望が減っているのではないかと感じる。	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>					

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
43	4-1-3	青少年の健全育成	意見	「芽室町スマホ・ケータイ・ネット親子のルール宣言」は、家庭で話題になるような機会を継続して作ってほしい。	社会教育課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	青少年健全育成協議会支援事業、家庭教育学級活動支援事業	
			対応内容	両事業において、保護者にルールの説明を行い、家庭での話し合いを持っていただけるよう啓発活動を行います。	
44	4-2-1	地域文化の振興	意見	社会教育課で把握している数値を成果指標とすると、実際よりも文化活動が盛んではない印象を受ける。町民活動支援センターの把握している数値を成果指標としても良いのではないかと。	社会教育課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名		
			対応内容	所管の事務事業では対応できませんが、総合計画の成果指標において対応します。	
45	4-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	指導者不足の要因には、申し込みにくさもあると思うので、前段階で講習などがあると良い。	社会教育課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	スポーツ少年団活動支援事業、スポーツ人材強化・育成事業	
			対応内容	スポーツ少年団本部を通じて日本スポーツ少年団の認定員養成講習会等への参加費助成を継続するとともに、町内のスポーツ活動に従事する指導者等を対象とした研修会の実施や地域指導者登録制度の周知を行い、制度の充実や活用を図りながら、スポーツ分野で活躍できる指導者の育成に努めます。	
46	4-2-3	国際・地域間交流の推進	意見	近年、交流事業への参加希望が減っているのではないかと。	企画財政課 社会教育課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	少年教育活動運営事業、中学生交際交流事業	
			対応内容	募集の際に、前年度に参加した児童生徒の感想などを募集チラシに掲載します。また、内容についても適時見直しを行い、興味関心を持ってもらえるようにします。	